

## 令和4年度 広陵町教育委員会会議

### ○ 開会及び閉会

令和5年2月24日（金） 午後 1時30分開会  
同日 午後 3時53分閉会

開催場所： 広陵町役場 3階 第1委員会室

### ○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、 1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、  
2番委員：奥田俊詞、 3番委員：岡野聡子、 4番委員：臼井 有香

### 委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
けんこう福祉課こども局長	谷野 良隆
こども課長	佐々木 計也
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	坪水 裕子
スポーツ振興課長補佐	池島 清隆
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

### 4 議案（1）後援名義使用許可申請について（「わんぱく相撲 葛城場所」について）

○教育長 それでは、議案に移らせていただきます。まず、1つ目でございます。

後援名義使用許可申請について、1つ目が「わんぱく相撲 葛城場所」について、一般社団法人の葛城青年会議所からの申請でございます。13ページをご覧ください。

これは、教育総務課指導主事、お願いします。

○教育総務課指導主事 資料冊子の13ページです。一般社団法人葛城青年会議所から「わんぱく相撲 葛城場所」開催に関する後援名義の使用許可申請が出てきております。14ページに開催概要があります。事業名は、「わんぱく相撲 葛城場所」、開催日時は令和5年5月14日（日）の11時半から16時20分となっております。開催場所は葛城市民体育館、趣旨ですが、未来を担う子どもたちが住み暮らす町の魅力を知って郷土愛をはぐくみ、楽しい思い出を記憶に残してもらう、それが必要であるということで、そういう場を作るということで今回の企画をされました。大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の小学1年生から6年生を対象とした子どもたちということでございます。後援予定は葛城市、大和高田市教育委員会、御所市教育委員会、香芝市教育委員会、葛城市教育委員会、そのほか奈良県PTA協議会等となっております。

P15、P19に実施要項が載っています。収支予算明細書、それからコロナ防止策について、それから2019年の配布チラシがついております。また別に定款等もいただいております。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。今、わんぱく相撲の後援名義の申請の説明をしていただきました。このことについて何かご質問、またはご意見ございますでしょうか。

○**D委員** すみません。過去の実績ってあるのですか。

○**教育長** 18ページをご覧ください。過去の2019年には後援の承認をさせていただいた状況があります。ただ、20、21、22、そのコロナの関係で開催ができなかったため、来年度はそれですせてもらうということで久々の後援の申請をされたと思います。

○**D委員** どれぐらいの子たちが集まるのかな。これ180人募集って書いていますけど。実際この19年のときはどうだったのだろうなと思ったのですが。もの自体は全然承認はいいと思うのですが、この会にどれだけたくさん盛況になるのかなって気になりました。

○**教育長** 私もかつて顔を出したことがあるのですが、結構来ていましたね。

○**D委員** ああ、本当ですか。

○**教育長** はい。

○**D委員** それはいいことです。このときは葛城・五條場所になってる。

○**教育長** 葛城・五條場所ですね。前はね。榎原であったのかな。

○**学校支援課長** 昔は、けはや座のところであったの覚えていますけど、その後の実績とかはちょっと来てなかったようです。普通後援名義出したらいついつやらさせていただきましたということで実績というのがあります。全て求めていませんけど、きちんとしたところは大体来ますので、これは青年会議所ですので、確認すればもちろんこのぐらいでしたというのは分かると思いますが、今の段階では分かりません。

○**D委員** はい、分かりました。

○**教育長** よろしいでしょうか。

それでは、これは承認ということでよろしく願います。

#### 4 議案 (1) 後援名義使用許可申請について(令和4年度「乳児の親子広場と乳幼児の親子広

##### 場・通信の発行・個別相談等の子育て支援事業」について)

○**教育長** 続きまして、令和5年度「乳児の親子広場と乳幼児の親子広場・通信の発行・個別相談等の子育て支援事業」についてですね。

それでは、教育総務課指導主事、よろしく願います。これ、別紙にありますのでご覧ください。

○**教育総務課指導主事** すみません。教育委員様に郵送した後、申請をいただきましたので、別紙になっております。教育長が言われましたように令和5年度の「乳児親子広場と乳幼児の親子広場・通信の発行・個別相談等の子育て支援事業」における後援名義使用の申請になっております。目的ですが、子どもが健やかに育つことを願って孤立や不安や悩みを抱える乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、地域で子育てを支援するまちづくりに寄与するためとなっています。実施日時・場所としまして、4つ提案いただいておりますので、1番目の乳児の親子広場「ゼロのわくわくプログラム」につきましては、令和5年4月から令和6年3月、対面式を含めまして町内の公共施設でオンラインZ o o mで毎月1回午前10時から11時ということになっています。それから、2番目の乳幼児の親子広場「子育ておしゃべり会」につきましては、同じく令和5年4月から令和6年の3月、対面式、そして公共施設・公園等で対面式とオンラインZ o o mで毎月1回午前10時から11時10分になっております。3つ目、地域に子育て支援活動を発信する「おしゃべり通信」の発行、これは年2回程度ということになっています。それから、4つ目の個別相談ということで、電話とかメール、オンラインのZ o o m等で随時行ってということで、こういうビラや通信配付の際に後援名義を使用して3枚目以降にありますような3枚目から5枚目に添付しておりますようにビラ、通信に名前を広陵町も入れて配布されるということです。1枚目の表紙の6番の参加人数予定については、それぞれに関しまして1回20人というのと1回50人、それぞれの開催に際しまして人数が決まっております。配布につきまして不特定多数と書いておられます。今回は開催要項と、それから本活動

の紹介、通信等の資料を添付していただきましたので、そこに添付しております。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

**○教育長** ありがとうございます。今、教育総務課指導主事から説明をいただきました。これは昨年あたりから全てのこの活動に後援を承認するという事だったと思うのです。昨年から承認しているかと思えます。それまでは個々別々にされていたときもあったのですが、全体として町、それから教育委員会、両方関わる状況が多いので、全体でということになったというふうに思っておりますので、それでご承認いただけたらと思えます。どうでしょうか。ご意見、それからご質問等がございましたらお願いします。過去にはおしゃべり会で私も顔を出したことがありますし、図書館長が何回か子育てのことで本を読んでいただいたり、いろいろしていただいたかと思っております。よろしいでしょうか。承認という形で。何かご意見とかございますか。結構いろいろなことでやっていただいておりますので、今度また3月5日に団士の講演会がございます。

**○C委員** これって全部無料でされるのですか。

**○教育長** 基本、無料ですね。そのおしゃべり会とかいうのは全部無料ですね。そして、今度ちょっと前に子育ての何か、それは会費を募っておられたかなと思えます。団士講演会、それも前に後援させていただきました。

**○C委員** これだけのことを無料でしていただけるのはありがたいなと。

**○教育長** 本当にありがたいです。教育総務課長、まだ一部教育委員会からは補助していたかな。もうなくなったですか。

**○教育総務課長** 今年度で終わりです。

**○植教育長** 今年度で終わり。

**○教育総務課長** はい。3年補助させていただいて、来年からはないです。

**○教育長** ちょうど10万円程でしたね。

**○教育総務課長** はい。

**○教育長** 補助をさせてもらっていたのです。家庭教育支援チームの形での補助ということで、文科省がやっているその家庭教育支援チームというのがあるのですが、文科省が県に依頼して、県からうちのほうに参加してくださいということで参加してもらいました。そこで一昨年に文科省の表彰も受けていただいているのです。そんな状況ですので、ありがとうございます。

それでは、1つ目の後援名義使用許可申請につきまして、終わらせていただきます。

#### **4 議案（2） 広陵町立体育館管理運営規則の一部を改正する規則について**

**○教育長** 2つ目です。広陵町立体育館管理運営規則の一部を改正する規則について、別紙がございますので、ご参照ください。

これはスポーツ振興課長、それからスポーツ振興課長補佐、よろしく申し上げます。

**○スポーツ振興課長補佐** それでは、議案第2号でございます。広陵町立体育館管理運営規則の一部を改正することについてでございます。

教育長からありましたように、別添の議案になります。ご参照、よろしくお願いを申し上げます。

本規則の改正理由といたしましては、令和4年9月29日付で広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月広陵町条例第6号）を改正し、使用料の見直し及び管理に係る規定の整理を行いましたところ、当該条例の体育館の管理に係る規定の施行のために規則についても同様の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正につきましては、大きくは使用料の見直しをさせていただいております。2つ目といたしましては、管理規則の整理をさせていただいて、体育館の開館時間、休館日、使用許可の条件等につきましては条例に移行させていただいております。今回の規則の改正内容といたしましては、体育館の管理に係る規定の整備、1番目でございます。体育館の開館時間、休館日、使用許可の条件等に係る規定を条例上に明確化させていただいたため、同様の規定を削るとともに使用の許可申請に係る規定及び使用料の減免に係る規定の整理を行うものでございます。こちらは第2条から第9条まで関

係でございます。

2番でございます。その他規定の整理を行います。改定に伴いまして、条の繰上げ及び文言の整理を行うものでございます。これは第1条及び第10条から第16条まで並びに第1号様式から第4号様式まで関係でございます。

この規則におきましては、令和5年4月1日から施行するものとしております。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ありがとうございます。今、スポーツ振興課長補佐から説明をしていただきました。広陵町立体育館管理運営規則の一部を改正する規則のことで、これにつきましてご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願い致します。どうでしょうか。今、新旧対照表等を見ていただいております。またそれぞれの申請用紙等も見ていただいているかと思っております。このことについて何か、よろしいでしょうか。基本的には条例に明確化したということで、規則のほうでは削除となっております。このあたりをご理解いただけたらと思っております。よろしいですか。スポーツ振興課長、何か補足もしあったら、よろしいですか。

**○スポーツ振興課長** 規則を大幅に条例のほうに移しましたので、その削除とあと文言等の整理というのが条例担当から言われておりましたので、その改正だけになりますので、中身的にはそこまで変えておりません。

**○教育長** よろしいでしょうか。

#### 4 議案 (3) 広陵町立テニスコート管理運営規則の一部を改正する規則について

**○教育長** それでは、次に進めさせていただきます。続いて、3つ目の広陵町立テニスコート管理運営規則の一部を改正する規則について、これも別紙がございますので、ご参照ください。

これもスポーツ振興課長補佐、よろしくお願い致します。

**○スポーツ振興課長補佐** それでは、議案第3号でございます。広陵町立テニスコート管理運営規則の一部を改正する規則でございます。別添資料を見ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本規則の改正理由といたしまして、令和4年12月22日付で広陵町立テニスコート設置及び管理に関する条例(平成6年3月広陵町条例第13号)を改正し、使用料の定義及び管理に係る規定の整理を行いましたところ、広陵町立テニスコート管理運営規則につきましても同様の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

条例改正でございますが、大きく2つでございます。

1つは管理に係る規定の整理をさせていただきました。体育館と同様でございます。テニスコートの開場時間、休場日及び使用許可の条件等に係るものを条例に明記をさせていただきました。

2番目でございます。テニスコートの使用料の定義について整理するとともに、使用料の還付及び減免並びに町外の者等の使用に係る規定を加えるものでございます。その条例一部変更に伴いまして、本規則の一部改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、テニスコートの開場時間、休場日、使用許可に係る規定を条例上に明確化したため、同様の規定を削るとともに使用料の還付に係る規定の整理を行うものでございます。

2番目でございます。改正に伴い、条の繰上げ及び文言の整理を行ったものでございます。文言の整理におきましては、第2条、改正後第6条及び改正後第7条並びに第1号様式及び第2号様式関係で、こちら条の繰上げになってございます。

施行期日は、令和5年4月1日から施行したいと考えております。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ありがとうございます。これも先ほどの体育館と同様の形で一部を改正することになります。これについてご質問、またはご意見等はございますでしょうか。

**○委員** すみません。今、ふと目についたのが、これ私自身が利用者だったらと思ってこの申請書を見ていたのですが、テニスコートのほうは明確に使用料が書かれているのです。町内在住者等

のみ500円とか。体育館のほうに戻るのですが、使用料が前は現行は明確に1時間は200円とか書かれていて、今回改正案で使用料が区分で通常とか2分の1とか無料、2倍とありまして、何かこれ値段が書いてあったほうが親切なんじゃないかなと思います。

○教育長 お願いします。

○スポーツ振興課長補佐 ご意見ありがとうございます。体育館の新旧対照表を見ていただいたら分かりますように、体育館のほうももともと値段は入っておりました。ただ、新しく改正をさせていただきますときに、大きく使用料のほうが大幅に変わってしまうということで、令和5年度におきましては緩和措置といたしまして、金額を2段階、5年度と6年度で、それにまた別にいたしまして条件に合致する。教育委員会が別途承認するというので、通常の料金の半額で利用できるという条件が入ってございますので、料金体系が3種類になってしまうということで今回、規則のところには金額を省略させていただいているというのが実情でございます。

以上でございます。

○C委員 これ3種類でも書いたら駄目ですか。

○教育長 はい、どうぞ。

○スポーツ振興課長 体育館のほうでアリーナと会議室、真美ヶ丘の体育館だけは会議室と和室も料金のほうが追加になります。中央体育館では卓球室、格技場というのも追加になって、大量の数字になり、もし全部入れるとなれば各施設ごとに全部入れていかないとならないからです。

○D委員 ということは、これ申請書を出されたときに使用料を計算されて、受付のほうで金額を入れていただくということですか。

○スポーツ振興課長 そうです。

○D委員 それだったらいいかなと思います。

○C委員 なるほど。

○教育長 ちょうど経過措置としてです。これまでは、使用料として、その電気代だけで1時間200円をもらっていました。それが一気に800円に上がる。そのいわゆる緩和措置でちょっと年次的に減らしていこうかというようなことから、それを表にすると。

○C委員 膨大になる。納得いたしました。すみません。

○教育長 担当のほうでそこはしっかり対応して、2年経過した中では多分そういった一律ということになるかなとは思うので。

○C委員 ちょっと主婦の立場から値段が気になるなと思ひまして、すみません。

○学校支援課長 共通してやっぱりちゃんと申請のときにはそういう混乱のないようにきちっと説明もさせていただいて、今言っているように、スポーツ協会とかの関係でやっぱり金額的には大体の中身は全部、手をいれましたので、それらを全部網羅するとなるとそれは膨大になってしまいますのでご理解いただいたらと思いますが、確かに金額書いているほうが分かりやすいのは分かりやすいと思います。

○C委員 膨大になるということで、分かりました。ありがとうございます。

○教育長 それとすみません。1つこの町立テニスコートについては、基本決まっていますよね。いわゆる西谷公園のテニスコートは別ですよ。一緒でしたか。

○スポーツ振興課長 はい。

○教育長 いや、若干違いますよね。条例が違いますよね。都市公園条例と。

○スポーツ振興課長補佐 教育長がおっしゃいますように、こちらは東テニスコートのみとなっております。あと、都市公園条例のほうに真美ヶ丘、西谷と健民と入ってございます。条例は同じように改正をさせていただいておりますので、同じ日付でございます。

○教育長 はい、分かりました。すみません。

○A委員 1つよろしいですか。体育館の使用許可書とテニスコートの使用許可書の注意事項の書き方なのですが、注意事項、いずれもほかのところの下に注意事項が書いていますでしょ。この書き方なのですがね。体育館のほうが洗練されていると思うのですね。テニスコートの許可書にはね。やっぱり体育館の書き方とそろえて書いたほうがいいんじゃないかと。例えば、この体育館の場合は

館内ではいけない禁止行為みたいなものは8でまとめて書いています。テニスコートのほうは何かそれが1個ずつ箇条書きで全部同じ、同列に出してしまっている。それともう1つは、この書き方なのですが、並びの順番です。よく似たことが書いてあるのだけれども、テニスコートの許可書の書き方がいろいろその入り混じってあるのです。あるときは禁止行為を書き、あるときは料金のこと書いたり。だから、体育館のほうは多分力を入れて最初作られたんだと思います。それを踏まえてちょっと整理されたほうが私、いいと思います。言っている意味、分かっていますか。

○**教育長** スポーツ振興課長補佐、お願いします。

○**スポーツ振興課長補佐** 委員がおっしゃることはよく分かります。もともと使用という形での様式で規則がございました。そこから改正部分を変更させていただくという形で当時の法制担当の人といろいろ協議をさせていただいた結果、あまり急に体育館利用しておられる方はこの許可書で禁止事項等も順番的にもうかなり長くお使いをいただいておりますので、ご周知をいただいている。そこから変わったものに関してはすぐ分かっていただけるような形で同じような様式にさせていただいたというのが1点でございます。委員御指摘のとおりでございます。テニスコートに使用料が載っている。これはなぜこんなところに料金のことが載っているかと申しますと、体育館のほうは還付は一切させていただいておりません。特別な理由がある場合はまた別途協議という形にはなりますが、通常では還付をさせていただいておりません。テニスコートにつきましては、やはり雨天等、雨が降れば外の競技でございますので料金のお返しをさせていただくという形で、それを許可書のほうにもきっちり、前回も載っておりましたので、今回規定に分かりやすく同じような形で載せていこうという形で、これでちょうど真真中に料金に対してのことがテニスコートに載っているよというのは、体育館とテニスコートにつきましてその違いがあるということだけご理解をいただけたらと思います。

○**A委員** おっしゃっていることは分かりました。ただ、体育館のほうはずっと最後にその使用料は還付しないとなっているでしょ。だから、テニスコートのほうもその料金のことは一番下へおろしてね。順番は考えてもらっていいですけど、そこへまとめて。

○**教育長** 1つは例えば禁止事項でまとめてしまってもいいということですよ。

○**A委員** そうですね。

○**教育長** 学校支援課長、お願いします。

○**学校支援課長** これ一応、教育委員会に関連するとか、規則ですので、決裁というようなことに関しましてはやっぱりこの教育委員会というところが一番基になってまいりますので、手続としては来月の教育委員会にその案をお示しをして、それでもって承認をいただいて、そこから公布をさせていただくという流れになると思いますので、もう一度3月にお示しをさせていただきます。

○**スポーツ振興課長** これでも、3月から使用する。

○**学校支援課長** 4月1日施行。

○**スポーツ振興課長** 施行は。申込みは1カ月前から受付。

○**学校支援課長** 文言としてはそのように修正をしておいたほうが見やすいというのか、そういう禁止事項は禁止事項でまとめるという意見を反映する。以外は何ら変更ないということですね。

○**スポーツ振興課長** それはないです。

○**A委員** 書いてあることに異存はないのですよ。ただ、これなら。

○**スポーツ振興課長** 並びの書き方を合わせろということですね。

○**教育長** 同じ規則になりますので、そこは統一されたらいいかなとは思いますが、そこは原課のほうでちょっとそこを整理して、それは進めてもらったらいいと思います。

○**学校支援課長** 便宜上ということで手続きさせていただきます。

○**スポーツ振興課長** はい。

○**教育長** ありがとうございます。それでは、3番目を終わらせていただきます。

て

○**教育長** 続いて、4番目です。広陵町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則、20ページをご参照ください。

これは教育総務課長、お願いします。

○**教育総務課長** 21ページの概要のほうをご覧いただきたいと思います。広陵町教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則概要です。

1、制定趣旨です。新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応が求められる中、令和2年7月7日付で総務省自治行政局長から各都道府県宛てに「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」が通知され、同年12月18日には内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されたことを受け、本町においてもこの課題を解決すべく、及び行政手続における申請者の負担を軽減し、利便性のさらなる向上を図るため、本町の規則等について広陵町規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則を制定し、押印の義務づけを廃止したところ、教育委員会規則についても、押印の義務づけを廃止するため、所要の規定を整備するものです。

2、制定内容ですが、広陵町規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則の例による旨の規定の整備です。広陵町教育委員会またはその補助機関に提出する申請、届出等の書類における押印の義務づけの廃止等については、広陵町規則等の例による旨規定するもの。簡単に申し上げますと、押印等の簡略、省略をするための規則を定めるという元の規則になります。ここからこれを承認いただきましたら、個々規則を改定していくということにさせていただきます。

施行期日ですが、令和4年1月4日に遡らせていただきまして適用させていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。今、教育総務課長のほうから説明がございました。いわゆる押印のその特例に関する規則ということで、実際は1月4日に遡った形になりますが、ご承認をいただいとということになるかなと思います。これは国からの流れで押印はできるだけ、少なくしていこうというような流れです。

○**A委員** 1つよろしいですか。それに関連するかどうかちょっと分からないのですが、今、私、卒業式の案内を幼稚園、それから小学校、中学校から3通いただいたのです。そうすると、1通は丁寧に校長印とそれから割り印と押してあるのですね。もう1通は校長印が押してあるのです。もう1通は何も押していない。まさに簡略化されているのですね。ですから、その1月4日からということであれば、学校のほうの理解がね。うまく統一されていないと。だから、それを教育委員会で。

○**教育長** 校長会では話してなかったのではないかな。

○**教育総務課長** 押印のことは話はしておりません。

○**教育長** 今、A委員からご指摘いただいたけど、この辺はちゃんとしておくべきですね。

○**教育総務課長** はい。

○**学校支援課長** どちらかに統一するというのであれば、もう。

○**教育長** もう押印は要らないですよ。これで分かりますよね。基本的にはそういう大切な例えば契約書であつたらそれは別ですが、普通の通知文であれば、ほぼ押印は要らない形ですよ。

○**A委員** あと、発出するときに学校は発出名簿をちゃんと作っておられるのですかね。

○**教育長** 多分作っています。

○**A委員** 割り印しているところは間違いないと思いますね。

○**教育長** 文書番号入れて割り印していきますのでね。

○**A委員** 公文書の管理という意味からいえば、もし公印を省略してもちゃんと発出簿をつくって発出をしなさいという教育委員会が指導をするのか。いや、もうそんなのいいですよ。適当に出してもらったら結構ですよというのか。それははっきりしておいたほうが、学校の公文書の管理という意味からいえばいいと思いますね。

○**教育長** 基本的に割り印なくてもいわゆる発出文書は必ず番号をとりますよね。学校と言えど

も、学校の通知番号は書いています。だから、そういう意味では押印はなくすが、その番号自体はとっていくのかなと思うのです。そういう整理はしていますよね。各学校で。

**○教育総務課長** はい。先日、教育総務課から、どういうものに押印するかという一覧は出させていただいているのです。ただ、この具体的な卒業式の案内というところがそこで読み取れたのかなというのを確認しないとイケないです。発出文書はありますし、公印を押す、押さないは一応、審査していただいているつもりなのです。

**○教育長** ひょっとしたら教頭さんが校長印を押して発出している場合もあるし、絶対校長が最終的に確認のために押してからというのもあります。学校によってばらばらだと思います。そこまた今度の校長会のほうに、3月2日に校長会ございますので、もう一度このことについて、こちらのほうから話をさせていただきます。ありがとうございます。

**○学校支援課長** 内部で、今言ったらまたややこしくなるのですが、電子公印とかいわゆる印影ですよ。それでいくようなもの。ただ、学校もそういう対象になっているらしいですが、どうもそこら辺のシステムというのが全然追いついていないと。確かにばらばらなのはおかしいので、どちらかに統一するというようなところで、そういう軽易な文章ではないのですが、やっぱり朱を載せるというのは重みがあって、それでこの契り印、本来でいう割り印ですが、そういうのも文章の重みとか信憑性など文章の扱いにはなっていました。今はどんどん変わってきていますので、ちゃんと整理してまちまちにならないように検討させていただきます。

**○教育長** ありがとうございます。

**○B委員** すみません。この印鑑でね、さっきの体育館の使用取消し申請書に署名または記名押印というのが入っているのですよ。ほかのは多分、これ意識されて印をとってはと思うのですが、ここだけが何か署名または記名、押印というのが書いてあって、これはこの文章にだけは必要だったのですかね。

**○教育長** どういう見解ですか。

**○教育総務課長** 体育館のほう。

**○B委員** 体育館ですね。体育館の使用取消し申請書の話なのですが、その代表者名のところに署名または記名押印というのが示されているのですが、これは事務手続上、必要。

**○教育長** 4枚目の裏ですね。これは何か取消しなので、それも一緒ですよ。

**○B委員** 一緒だと思います。今回還付金もう出さないという話であれば、この書類すら要らないぐらいの。電話1本でもいいぐらいの話なのに、ここに署名あるいは押印という、ほかの文章よりも重いような感じがあるので。

**○教育長** そうですね。

**○スポーツ振興課長** これもちょっと見直しをさせていただきます。

**○教育長** そこもお願いします。

**○B委員** 必要であればもうあれなのですけど。

**○教育長** 基本的に押印を略していこうという話ですので、これも一応、統一されたほうがいいのかと思いますので、ちょっとよろしくをお願いします。

**○スポーツ振興課長** はい、分かりました。

**○教育長** それでは、取りあえず今のところこれで議案は終えることができましたが、これでよろしいでしょうか。